

南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年4月16日付け22消安第3103号消費・安全局长通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第54の南アフリカ共和国産のバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成22年4月16日農林水産省告示第620号。以下「告示」という。）1に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 消毒施設</p> <p>(1) 告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件<u>を満たす</u>ものとする。</p> <p>ア 生果実の中心部<u>を告示5の（1）に定める温度</u>に保持できること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。</p> <p>(2) 告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件<u>を満たす</u>ものとする。</p> <p>ア 生果実の中心部<u>を告示5の（1）に定める温度</u>に保持できること。</p> <p>イ 船倉ごとに<u>船倉内の温度及び生果実の中心部の温度</u>を外部から隨時確認できる自動温度記録装置を有すること。</p> <p>ウ イの自動温度記録装置は、<u>船倉内の</u>気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、<u>通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉</u>（以下「複数デッキ」という。）にあっては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デ</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第54の南アフリカ共和国産のバーリンカ種のぶどうの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成22年4月16日農林水産省告示第620号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 消毒施設</p> <p>(1) 告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件のすべてに適合しているものとされている。</p> <p>ア 生果実の中心部<u>が所定温度に保持できる</u>ものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。</p> <p>(2) 告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件のすべてに適合しているものとされている。</p> <p>ア 生果実の中心部<u>が所定温度に保持できる</u>ものであること。</p> <p>イ 船室ごとに<u>船室内的温度及び生果実の中心部の温度</u>を外部から隨時確認できる自動温度記録装置を有すること。</p> <p>ウ イの自動温度記録装置は、<u>船室内的</u>気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、<u>複数に区分けされている船室</u>（以下「複数デッキ」という。）にあっては、気温測定用として最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度セ</p>

ッキに1本以上の温度センサー並びに生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有していること。

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナーは、次の条件を満たすものとする。

ア・イ (略)

ウ 生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できるものであること。

エ (略)

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナーについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、1の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中

ンサー並びに生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有していること。

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナーは、次の条件のすべてに適合しているものとされている。

ア・イ (略)

ウ 生果実の中心部が所定温度に保持できるものであること。

エ (略)

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(5) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナーについて、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、1の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用

においても隨時調査すること。
イ 調査は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。
(2) (略)

3 消毒及び検査の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認
植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の確認について、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。
(ア) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。
(イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏0.8度)となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。
(ウ) (イ)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.8度以下であることを確認すること。

(削る)

(エ) (略)

イ 検査の実施の確認
植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。
(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。

(イ) 検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときには、チチュウカ

期間中においても随时調査することができるものとする。
イ 調査は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。
(2) (略)

3 消毒及び検査の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒実施の確認
告示6の(2)のアの消毒の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。
(新設)

(ア) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により摂氏0.8度となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.8度以下であることを確認すること。

(ウ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(エ) (略)

イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

(新設)

(イ) (ア)の確認の結果、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見されたときには、チチュウカイミバエ又

イミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。

(イ) 調査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

(ウ) 南アフリカ共和国植物防疫機関の検査の記録を確認し、検査において検疫有害動植物がなかったことを確認すること。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(ウ) 生果実の中心部の温度が告示5の(1)に定められた温度(摂氏0.8度)となっていることを、低温処理船舶にあつ

はミカンコミバエ種群が付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

ウ (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群がないことを確認すること。

(新設)

(イ) 南アフリカ共和国植物防疫機関の検査の記録を確認し、検査において検疫有害動植物がなかったことを確認すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(新設)

(イ) 生果実の中心部の温度が摂氏0.8度となっていることを、低温処理船舶にあっては船室ごとに4か所以上(複数デッ

ては船倉ごとに4か所以上（複数デッキにあっては、デッキごとに3か所以上）、低温処理コンテナーにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

（削る）

（エ）～（カ）（略）

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の（2）のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

（ア）（略）

（イ）告示4の封印がなされていることを確認すること。

（ウ）南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナーごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

（エ）当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの（ウ）の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.8度以下であったことを確認すること。

（オ）（エ）の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナーの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、南アフリカ共和国植物防疫機関から、当該コンテナーの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナーの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナーにき裂、破損等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判

キにあっては、デッキごとに3か所以上）、低温処理コンテナーにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

（ウ）消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

（エ）～（カ）（略）

ウ 消毒の終了の確認

告示6の（2）のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

（ア）（略）

（イ）告示4の封印が破れていないことを確認すること。

（ウ）南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理船舶の船室、デッキ又は低温処理コンテナーごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

（エ）当該低温処理船舶の船室、デッキ又は低温処理コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの（イ）の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.8度以下であったことを確認すること。

（新設）

断する場合は、海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナーターミナル内の一一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、（エ）に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

（カ）輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

4 積込み時の措置

告示7の積込み時の措置は、次のいずれかによるものとする。ただし、航空機へ積み込むときの措置は、（1）、（3）又は（4）に限るものとする。

（1）～（4）（略）

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

（1）・（2）（略）

6 輸入検査

（1）植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

（2）植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印のない場合、告示5の（1）の消毒が適切に行われていない場合、告示5の（2）の南アフリカ共和国植物防疫機

（オ）輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

4 積込み時の措置

告示7の積込み時の措置は、次のいずれかによるものとされている。ただし、航空機へ積み込むときの措置は、（1）、（3）又は（4）に限るものとされている。

（1）～（4）（略）

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

（1）・（2）（略）

6 輸入検査

（1）輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

（2）植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の（2）の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官によ

関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合（低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われた場合を除く。）又はコンテナーにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

（3）（略）

（4）植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因について、南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

る確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われた場合を除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

（3）（略）

（4）チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ チチュウカイミバエ又はミカンコミバエ種群が付着した原因を南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。